

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針（6. 課外活動）

2021.10.14

レベル	具体的な活動	施設の利用		通常の課外活動	新入生勧誘活動	イベント等（要申請）
		屋外施設	屋内施設			
0	通常通り	○	○	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止措置に留意	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能	・感染防止措置(※)の上で、勧誘活動が可能	・イベント、大会、試合、練習、合宿等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能
2	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能	・感染防止措置等(※)の上で、勧誘活動が可能	・イベント、大会、試合、練習等は、 感染防止措置等(※)を行い 、実施規模、内容の見直しを検討した上で、実施可能 (要申請)
				・球技における1対1など近距離で接触する活動、近距離で行う楽器演奏等の実施については、感染防止対策を徹底した上で、練習方法を工夫する		・合宿は、 学生支援課に相談の上、感染防止措置等(※)を行い 、実施可能 (要申請)
				・当該活動は短時間とする（活動開始から3時間以内とし、19時までには終了する） ・活動終了後は、速やかに帰宅する		
密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は徹底回避 【感染リスクの高まる以下の行為は禁止】 ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間に及ぶ飲食（会食は4人までを基本とし、できる限り予約をし短時間で終える。） ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活（宿泊は個室で） ⑤居場所の切り替わりに注意（休憩室、喫煙所、更衣室等は要注意）						
3	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可【制限あり】(※)	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能。	全ての新入生勧誘活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止	・県内外を問わず、イベント、大会、試合、練習試合等は当分の間中止とするが、やむを得ない場合は、*1のとおりとする。(要申請) ・合宿は中止(*1) ・学外への施設貸し出しの中止
				・呼気が激しくならない軽度の運動やミーティング時のマスク着用を徹底する。 [ただし、感染リスクの高い活動(対面のグループワーク、柔道の乱取り、室内で近距離の合唱や管楽器演奏など)は中止。] ・活動時間は19時までとする。 ・月～金の活動は週4日、一日2時間以内とする。 ・当分の間、土日の活動は実施しない。ただし(*1)の許可を得た場合のみ、いずれか一日3時間以内に限定し、活動可能とする>(*2) ・活動終了後は、速やかに帰宅する。 ・活動前後の会食禁止、マスク着用を徹底。		
会食を伴うものや密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は中止						
4	全面活動停止	×	×	全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止	全ての新入生勧誘活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止	・県内外を問わず、イベント、大会、試合、練習、合宿等は中止(*1 要申請) ・学外への施設貸し出しの中止

*1: 各競技協会、連盟等が主催するイベント・大会・試合の実施が決定され、参加せざるを得ない場合には、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、原則開始日の2週間前まで学生支援課に相談・申請し許可を得ること。(飲食等を含む交流は不可。)

*2: 令和3年10月12日付 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 「新たな波に備えて」に従い制限

体調不良等がある場合には、保健管理センターに連絡すること

電話：058-293-2174

E-mail: hokencen@gifu-u.ac.jp

※ 感染防止措置等

- 密閉空間、密集場所、密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること。
 - ・更衣室等を利用する場合は、一度に全員が利用し「密」の状態を作り出すことがないように利用すること。
 - ・活動の内容についても、接触や飛沫感染の危険があるものは避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。
 - ・運動時等、活動を行う上で支障がある場合を除き、マスク着用をすること。
 - ・人数の多い部は、小人数のグループに分ける工夫をすること。
 - ・屋内施設を利用する場合、可能な限り常時換気するとともに、「密」の状態を作り出すことがないように努めること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気を心がけること。(サーキュレーター等を使用し外向き稼働等をする。)
- 人との距離を最低1m(できるだけ2m)確保(運動時は2m以上を確保)すること。
- 毎日の検温に努め、発熱(37.5℃以上又は平熱より明らかに高い)等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。
発熱時の課外活動は禁止。症状消失を自身で2日間確認した後、活動に参加することは可能。(濃厚接触者を除く)
- 共用物品は消毒液等を使用して拭き、活動前後は手洗いを徹底すること。
- 消毒液(屋内施設入口に設置する手指消毒液を除く。)等の用意は、各団体で行うこと。
- 「課外活動感染症対策計画書」を作成し学生支援課へ事前に提出すること。毎回活動時には「参加者名簿」を作成し保管すること。
また、自家用車・貸切バス等車両を使用した移動時には、座席割振りを記録し保管すること。
- 課外活動への影響を回避するため、日常生活においても大人数での会食を控えるなど、感染防止対策をとること。
- 基本的な感染防止対策(マスク着用、手指衛生、三密回避など)を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に付けること。